

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考	
20※	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一二	委員会付託 四、 二、一二 (予)	委員会議決 四、 三、二六 本会議議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 二、一二 委員会議決 四、 三、一二 本会議議決 四、 三、一三	
23※	旅券法の一部を改正する法律案	衆	二、 一四	二、 一四 (予)	四、 一四 四、 一七	二、 一四 委員会付託 三、 一六 委員会議決 三、 一三 本会議議決 三、 一〇	

内閣提出法律案(二件)

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考	
7	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	四、 三、一三	委員会付託 四、 三、一三 (予)	委員会議決 四、 五、一四 本会議議決 四、 五、一八	委員会付託 四、 三、一三 委員会議決 四、 四、二二 本会議議決 四、 四、二四	
8	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	三、 一三	六、 一八	六、 一八 六、 一九	四、 二一 六、 一八 六、 一八	
10	千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	参	三、 一三	三、 一三	四、 一六 四、 一七	三、 一三 (予) 五、 一六 五、 一二	

(注) ※は予算関係法律案

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、我が国とトルコ共和国との間の投資の増加並びに経済関係の拡大及び緊密化の促進を目的として、一九九二年（平成四年）二月にアンカラで署名されたものであって、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、最恵国待遇を与える。
- 二、両国は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に対し最恵国待遇及び内国民待遇を与える。
- 三、両国は、出訴権等に関して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 四、両国は、投資財産及び収益について、公共のため、法令に従い、差別的でなく、また、補償が行われる場合を除いては、収用、国有化等の対象としてはならない。両国は、収用、国有化の条件、補償の方法等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。また、敵対行為の発生等に関連してとる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、両国は、投資保証に基づく請求権等について保証人の代位を承認する。

六、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証する。

七、両国は、投資に関する紛争が友好的な協議により解決されない場合には、当事者の要請に基づき、投資紛争解決条約に従って調停又は仲裁に付託する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、トルコとの投資保護協定は、我が国とトルコとの間の投資の相互促進を図るため、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産、事業活動等に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用、国有化等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等について定めるものであります。

次に、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約は、障害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的として、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則を策定し、実施すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、投資保護についての政府の基本的認識、我が国とトルコとの経済関係、障害者福祉の分野における国際協力、障害者の職業リハビリテーション及び雇用対策の充実、未締結のILO条約の批准促進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、トルコとの投資保護協定について、日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、トルコとの投資保護協定は多数をもって、また障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に北太平洋朔河性魚類保存条約は、北太平洋におけるサケ・マスの保存に関する国際協力の促進を図るため、北緯三十三度以北の北太平洋及びこれに接続する諸海のうち距岸二百海里以遠の公海水域におけるサケ・マスの漁獲の禁止、混獲の最小化、操業違反船舶の臨検、拿捕及び裁判管轄権等について定めるものであります。

委員会におきましては、本条約の交渉経緯と締結の意義、我が国の漁業外交のあり方、漁業分野での国際協力、サケ・マス漁船の減船対策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第百五十九号）の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

この条約は、身体的又は精神的障害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的として、一九八三年（昭和五十八年）六月、国際労働機関（ILO）の第六十九回総会において採択されたもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、加盟国は、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討する。
- 二、加盟国の政策は、すべての種類の障害者に対し職業リハビリテーションに関する適当な措置が利用できるようにすること及び開かれた労働市場における障害者の雇用機会の増大を図ることを目的とする。

三、加盟国の政策は、障害者である労働者その他の労働者との間の機会均等の原則に基づくものとする。また、障害者である男女の労働者の間における機会及び待遇の均等は尊重されなければならない。

四、代表的な使用者団体及び労働者団体並びに代表的な障害者の及び障害者のための団体は、政策の実施に関して協議を受けらる。

五、権限のある機関は、職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業その他関連の事業を実施し及び評価するための措置をとる。

六、加盟国は、障害者の職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業を担当する適当な能力を有する職員を訓練し、これらの職員が利用されるよう努める。

委員長報告

七二ページ参照

北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めの件（閣条第三号）

要旨

我が国を含む北太平洋の溯河性魚類（さけ・ます）の主要な母川国は、これまで「日米加漁業条約」及び「日ソ漁業協力協定」の枠組みの下で溯河性魚類の保存を図ってきたが、近年の漁業資源の保存に関する国際的な関心の高まりを背景として、資源保存の強化という観点から、枠組みの見直しが必要とされるに至った。

本条約は、このような状況の下、一九九〇年（平成二年）十月以来、我が国、カナダ、ソ連邦及び米国の間で交渉を行った結果、その後のソ連邦の解体に伴うロシア連邦を原締約国とするための修正を含め、最終合意をみるに至り、一九九二年（平成四年）二月十一日モスクワにおいて、四箇国政府代表者により署名が行われたもので、その主な内容は次のとおりである。

一、本条約が適用される区域（条約区域）は、北緯三十三度以北の北太平洋及び接続する諸海の水域であって領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する水域とする。

二、条約区域において溯河性魚類を対象とする漁獲は禁止する。また、同魚類の混獲は可能な最大限度まで最小のものにとどめ、混獲により採捕された同魚類を船舶上に保持することは禁止する。

三、締約国は、本条約の禁止規定に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に従事した者を処罰す

るため、適切な措置をとる。

四、締約国は、条約区域における溯河性魚類の保存に関し、条約の締約国でない国等の注意を喚起することに同意する。

五、いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、他の締約国の船舶が、現に本条約の規定に違反して操業に従事しているとき又は当該公務員が乗船する前にそのような操業に明らかに従事したと信ずるに足りる相当の理由がある場合、船舶を臨検できるとともに、船上にある人を逮捕し、その船舶を拿捕することができるとも、また、逮捕された人及び拿捕された船舶は、それが所屬する国に引き渡され、そのような引渡しを受けた国のみが裁判管轄権を有する。

六、締約国は、本条約の規定に違反する活動等に関する情報の交換、及び溯河性魚類の保存のための科学的調査の実施等について協力する。

七、条約区域における溯河性魚類の保存を促進することを目的として、北太平洋溯河性魚類委員会を設立する。また、すべての重要事項に関する委員会の決定は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の母川国であるすべての締約国の意見の一致によって行う。

委員長報告

七二ページ参照

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めの件（閣案第四号）

要旨

アジア太平洋郵便連合は、アジア太平洋地域の加盟国間の郵便分野における協力を増進することを目的として、万国郵便連合憲章に従って設立された地域的郵便連合である。

この一般規則及び条約は、一九九〇年（平成二年）十二月、ニュー・ジラランドのロトルアで開催された第六回大会議において、現行の一般規則及び条約を改正の上、これに代わるものとして作成されたものであり、アジア太平洋郵便連合憲章上その締結が義務付けられている。

一、アジア太平洋郵便連合一般規則

この一般規則は、連合の機関の運営、財政等、アジア太平洋郵便連合憲章の適用及び連合の運営を確保するための規則について規定するものであるが、今回の改正点は次のとおりである。

現行の一般規則では連合の支出は、年額七万米ドルを超過し

てはならないとされているが、これを十万米ドルを超過してはならないこととした。

二、アジア太平洋郵便条約

この条約は、船便等平面路による通常郵便物についての低減料金の適用等、連合の加盟国間の国際郵便業務に関する規定を主な内容としているが、今回の改正点は次のとおりである。

現行の条約では、連合の郵政庁間で平面路によって交換する書状及び郵便葉書について低減料金を適用することが義務付けられているが、これを任意化することとした。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約は、アジア太平洋郵便連合の運営及び連合加盟国間の郵便業務に関する事項について規定するものでありまして、連合予算の最高限度額の引き上げ等の改正を行った上で現行の一般規則及び条約を更新しようとするものであります。

次に、船荷証券統一条約の改正議定書は、一九二四年に作成され、一九六八年に改正された船荷証券統一条約に定める運送人の

責任限度についてさらに変更を加えて同条約を適用すること等について定めるものでありまして、船荷証券の証拠力の強化、運送人の責任限度額の引き上げ等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、アジア太平洋郵便連合における郵便物の低減料金の適用、郵便の分野での国際協力、船荷証券統一条約の改正議定書の国会提出が遅れた理由、主要海運国による本議定書の締結状況等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に旅券法の一部改正案は、旅券事務の増大にかんがみ、国民の一層の便宜を図るため申請手続を簡素化すること、経済事情の推移にあわせて一般旅券の発給等に係る手数料を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、機械読取り旅券の導入と今回の改正との関係、旅券申請手続の簡素化、旅券の有効期間の延長、手数料負担のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めの件（閣案第五号）

要旨

本条約は、一九九二年（平成四年）三月、ルクセンブルグにおいて署名されたものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてののみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合五%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料については十%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための

特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生、教授等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については、我が国は外国税額控除方式、ルクセンブルグは一定の所得を除き国外所得免除方式による。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ルクセンブルグとの租税条約は、両国間で事業所得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の限度税率及び二重課税の回避方法を定めるものであります。

次に、ノールウェーとの租税条約は、現行の租税条約を全面的に改正し、最近の租税条約の改善された規定をできるだけ取り入れるとともに、新たに相手国の沖合における天然資源の探査・開発活動に係る所得について一定の条件のもとに相手国において課税できるようにしようとするものであります。

次に、オランダとの租税条約の改正議定書は、親子会社間の配当に対して、源泉地国として我が国が行う課税の限度税率を現行条約に定める一〇%から五%に引き下げるとともに、情報の交換及び租税の徴収共助に関する規定を新設しようとするものであり

ます。

委員会におきましては、今回の租税条約締結の目的、我が国とこれら欧州三カ国等との経済関係、租税条約の乱用防止、外国税額控除制度等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より三件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、三件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

本条約は、一九六八年（昭和四十三年）に締結された現行租税条約を全面改正するものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得

についてのみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合5%、その他の場合15%、相手国において生ずる利子及び使用料については10%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、相手国の沖合で行われる天然資源の探査又は開発に関連する活動に係る所得については、一定の条件の下に相手国において課税することができる。

六、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。

委員長報告

前ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第七号）

要旨

本議定書は、一九七〇年（昭和四十五年）に締結された現行租税条約を一部改正するものであって、その改正点は次のとおりである。

- 一、親子会社間の配当に対して源泉地国として我が国が行う課税の限度税率を、現行条約に定める十%から五%に引き下げる。
- 二、条約の実施等のための情報の交換及び条約の不正利用防止のための租税の徴収共助に関する規定を新たに設ける。

委員長報告

七七ページ参照

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めの件（閣条第八号）

要旨

この条約は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の

遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、一九七二年（昭和四十七年）十一月にパリで開催された国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の第十七回総会において採択されたものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約の適用上、「文化遺産」とは、記念工作物、建造物群及び遺跡であって、歴史上、芸術上、学術上等顕著な普遍的価値を有するものをいい、「自然遺産」とは、無生物又は生物の生成物等から成る特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地、自然の風景地等であって学術上、保存上、景観上等顕著な普遍的価値を有するものをいう。
- 二、自国の領域内に存在する遺産を認定することは、締約国の役割とされる。
- 三、締約国は、自国の領域内に存在する遺産を認定、保護、保存、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識し、このために最善を尽くすものとする。
- 四、締約国は、世界遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この条約において、国際的保護とは、締約国がその遺産を保存及び認定するため努力する

ことを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると了解される。

五、ユネスコに、顕著な普遍的価値を有する遺産を保護するための政府間委員会として、世界遺産委員会を設置する。

六、世界遺産委員会は、締約国が提出する当該締約国の領域内の遺産の目録に基づき、かつ、同委員会が定めた基準に従って「世界遺産一覧表」を作成する。更に、同委員会は、世界遺産一覧表記載の遺産のうち、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものに関し、「危険にさらされている世界遺産一覧表」を作成する。

七、世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載されている物件等に関し締約国が表明する国際的援助の要請を検討し、同委員会が実施する援助の性質及び範囲並びにその活動の優先順位を決定する。ユネスコの事務局長は、同委員会の決定の実施について責任を負う。

八、顕著な普遍的価値を有する遺産を保護するため、世界遺産基金をユネスコの財政規則に基づく信託基金として設立する。同基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成り、世界遺産委員会が決定する目的にのみ使用することができる。

九、締約国は、締約国会議において決定される分担金（ユネスコ

に対する締約国の分担金の額の1%を超えないもの）又はこれを下回らない額の任意拠出金を二年に一回定期的に世界遺産基金へ支払う。

十、いかなる締約国も、世界遺産委員会に対し国際的援助を要請することができ、国際的援助は、基本的には、世界遺産一覧表に記載が決定された遺産にのみ与えられる。

十一、世界遺産委員会が供与する国際的援助は、芸術上、学術上及び技術上の問題に関する研究、専門家、技術者等の提供、専門家の養成、機材の供与、貸付け、補助金の供与等の形態をとる。

十二、締約国は、教育及び広報事業計画を通じる等により、自国民が遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努め、この条約により実施される活動を広く公衆に周知させる。

十三、締約国は、ユネスコ総会に提出する報告書において、この条約の適用のために自国がとった立法措置、行政措置等に関する情報を提供する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、文化遺産及び自然遺産を、人類全体のための世界

の遺産として、損傷・破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和四十七年のユネスコ総会において採択されたものでありまして、文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護措置、世界遺産委員会による国際的援助の条件及び態様等について定めるものであります。

委員会におきましては、本条約の批准が遅れた理由、本条約の実施を確保するための国内措置、我が国における遺産の認定とその手続、国際文化交流についての基本方針、アンコールワットの修復に対する協力等の諸問題について、質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、本条約は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

要旨

海上物品運送における運送人及び荷送人の権利義務関係は船荷証券に記載されるが、運送人の免責約款に一定の制限を課するとともに、運送人及び荷送人の権利義務の内容を国際的に統一することを目的として、「一九二四年の船荷証券統一条約」が作成され、我が国も一九五七年（昭和三十二年）にこれを批准している。

この議定書は、一九七九年（昭和五十四年）十二月に、第十三回海事法外交会議で作成されたもので、「一九六八年の議定書によって改正された一九二四年の条約」に定める運送人の責任限度について更に変更を加えて同条約を適用すること等について定められている。この議定書を通じて適用される「一九六八年の議定書」の内容を含め、主な改正点は次のとおりである。

- 一、船荷証券が善意の第三者に譲渡された場合には、反証は、認められない。
- 二、一年以内とされていた損害賠償の提訴期間について、当事者の合意による延長を認める。
- 三、運送人に対する訴訟が契約に基づくか、不法行為に基づくかを問わず、抗弁及び責任の限度を認めるとともに、運送人の使用人等にも運送人と同一の抗弁及び責任の限度を認める。
- 四、コンテナ等に積み込まれたものとして運送品の包又は単位

の数が船荷証券に記載されていない場合の責任限度額については、コンテナ等を一包又は一単位とみなすこととする。

五、運送人の責任限度額の表示単位をスターリング・ポンドからSDR（国際通貨基金の特別引出権）に改めるとともに、責任限度額を、運送品一包又は一単位につき百スターリング・ポンド（約十万円）から、一包若しくは一単位につき六百六十六・六七SDR（約十二万円）又は一キログラムにつき二SDR（約三百六十円）のうち、いずれか高い方の額に引き上げる。

委員長報告

七六ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、旧ソヴィエト連邦を構成していた各共和国の独立に伴い、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ト

ルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ラトヴィア及びリトアニアにそれぞれ大使館（いずれも兼館）を新たに設置する。

二、ヴェトナムのホーチミン及びアメリカ合衆国のデトロイトに総領事館を新たに設置する。

三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

四、カナダのウィニペグ日本国総領事館を廃止する。

五、最近の為替相場及び物価水準の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

六、在外公館に勤務する外務公務員の年少子女の教育費負担の増大にかんがみ、その軽減を図るため、子女教育手当の加算限度額を定額（一万八千円）の百分の二百五十から百分の三百五十に改定する。

七、在ソヴィエト連邦日本国大使館の名称を在ロシア日本国大使館に、在レニングラード日本国総領事館の名称を在サンクト・ペテルブルグ日本国総領事館に変更する等、最近の国名及び地名の変更に伴う所要の規定整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旧ソ連邦構成国の独立に伴い、バルト三国、ウクライナなど十三カ国に大使館を新設するとともに、在ソ連邦大使館の名称を在ロシア大使館に変更すること、ベトナムのホーチミン及び米国のデトロイトに総領事館を新設すること、在外職員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の加算限度額を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、在外公館及び在留邦人の安全性確保、当面兼館とされる新設大使館の実館化の見通し、旧ソ連の動向とこれに対する我が国の支援策、日越関係の今後の展望等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、発給件数の恒常的増加に伴う旅券事務の増大、本年十一月の機械読取り旅券（MRP）の導入等にかんがみ、国民の便宜、行政効率の向上等に資するため、旅券申請手続の簡素化等の改正を行うおとするものであって、主な内容は次のとおりである。

一、一般旅券の発給申請のうち、有効な旅券を返納して旅券の切替発給の申請を行う場合には、戸籍謄（抄）本の提出を原則として省略することができる。

二、一般旅券の発給手数料を現行の八千円から一万円に改定する（二十五％増）など、昭和五十三年以降据え置かれていた一般旅券等の発給等に係る手数料を引き上げる。

三、刑法等における罰金額の改定との整合性を保つため、罰則規定中の罰金額の最高限度額を現行の十万円から三十万円に引き上げる。

委員長報告

七六ページ参照